

広報西春日井消防

第6号



119

新型はしご消防ポンプ自動車・消防ポンプ自動車

人員搬送車が配備される！



西春日井広域事務組合消防署にはしご消防ポンプ自動車、消防ポンプ自動車が管内住民の皆さんの生命、身体、財産を守るべく配備されました。

また、人員搬送車は、多人数の傷病者が発生した場合の軽傷者搬送や災害現場への職員の輸送に使用するため配備されました。

火事と救急は119番

西春日井広域事務組合

消防本部・東消防署	北名古屋市井瀬木狭場15番地	Tel0568-22-2511
東消防署西春出張所	北名古屋市西之保光明田68番地	Tel0568-24-0119
西消防署	清須市西田中白山88番地	Tel052-409-2119
東部休日急病診療所	北名古屋市九之坪白山39番地	Tel0568-23-0122
西部休日急病診療所	清須市西枇杷島町花咲84番地	Tel052-503-8277

お知らせ “住宅用防災機器の設置が義務化されました”

消防法改正に伴い、本組合火災予防条例の一部が改正され、全ての戸建住宅や共同住宅（自動火災報知設備が設置されているものを除く。）に住宅用防災機器の設置が義務付けられました。住宅用防災機器は近年、住宅火災による死者数が急増しており、死に至った原因の約7割が「逃げ遅れ」ということから早く火災に気付いてもらい、「逃げ遅れ」を無くするというものです。新築住宅は既に（平成18年6月1日から）住宅用防災機器を設置していただいておりますが、既存の住宅については平成20年5月31日までに設置していただくことになります。住宅用防災機器を設置しなければならない主な場所は、寝室（就寝に使用する部屋）及び寝室に使用する部屋がある階の階段部分です。寝室は、就寝に使用する部屋ですので、就寝を伴う子供部屋及び老人の部屋にも設置が必要です。

設置例



悪質な訪問販売に注意しましょう！

消防本部（消防署）では、**住宅用防災機器**を直接販売したり、販売を業者に委託することはありません。悪質な訪問販売（不適正な価格、無理強い販売など）に注意してください。

- ・ 消防署の方からきました。
- ・ 町内会の紹介です。
- ・ とよりの〇〇さんも買っていただきました。
- ・ あとは、お宅だけですよ！



（問合せ先：西春日井広域事務組合消防本部予防課 Tel 0568 22-2511）

救命講習会の開催予定について

当本部では、「もしも」の時に役立つ応急手当の方法を広く住民の皆さんに知っていただくために、平成19年度も普通救命講習（AED取扱を含む。）を開催する予定です。救命講習会開催の日程が決定次第、各市町広報誌、ホームページに掲載いたします。



発行（平成19年4月1日）

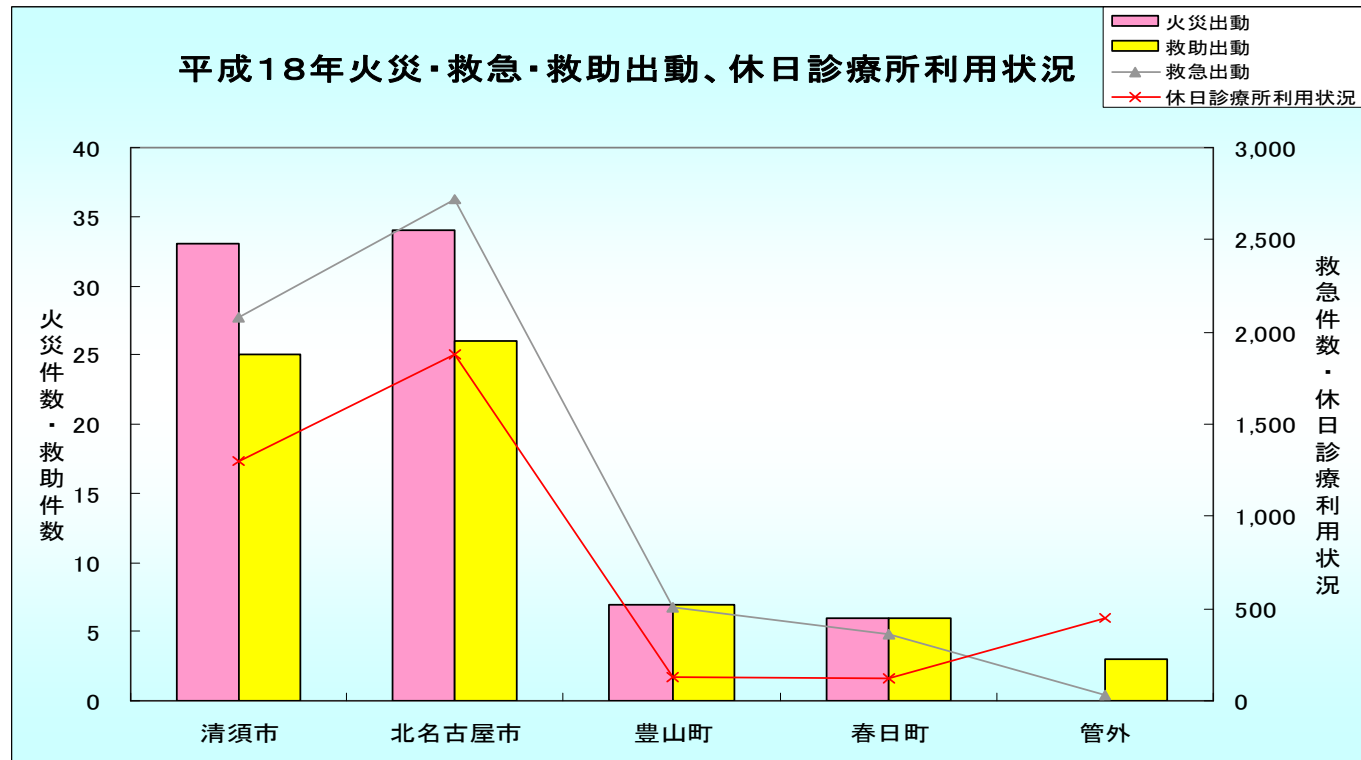
西春日井広域事務組合消防本部・総務課

北名古屋市井瀬木狭場15番地

電話番号 0568-22-4912

E-mail seishunkouiki-119@proof.ocn.ne.jp

ホームページ <http://www6.ocn.ne.jp/~n-kouiki>



	火災出動	救急出動	救助出動	休日診療所利用状況
清須市	33件	2,078件	25件	1,302人
北名古屋市	34件	2,720件	26件	1,874人
豊山町	7件	507件	7件	130人
春日町	6件	362件	6件	122人
管外	-	30件	3件	452人
合計	80件	5,697件	67件	3,880人

放火されないために！

平成18年の西春日井広域の管内火災は、80件を数え市町別では、グラフや表のようになっています。しかし、原因別にみると放火、放火の疑いが一番多く25件（31.3%）となっています。

放火されないためのチェックポイント

車・バイクには
防災製品の
ホアールカバー
を使う

ゴミは収集日に

家のまわりに
燃えやすい物を
置かない

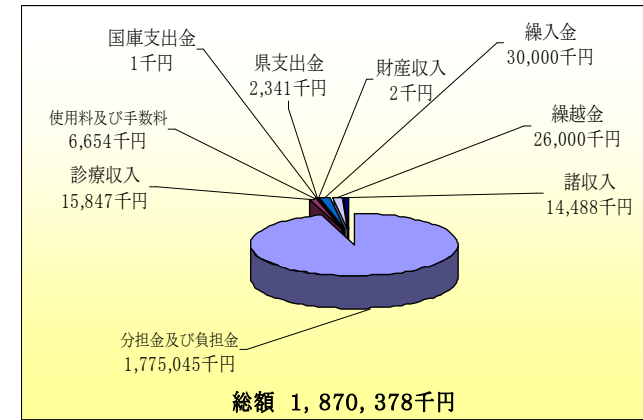
物置・車庫には鍵を

全国统一標語

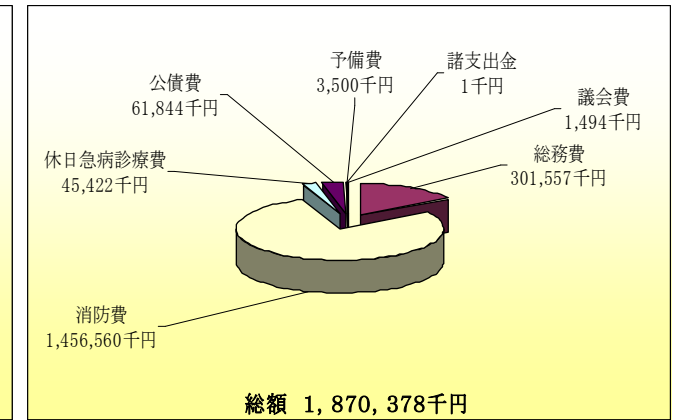
消さないで あなたの心の 注意の火

平成19年度予算の概要

(歳入)



(歳出)



平成19年度予算重点事業

・ 発信地表示システムの更新

平成13年4月1日に運用を開始した通信指令室も6年が経過し各種装置のオーバーホールを順次行い119番通報に備えてまいりましたが、19年度は発信地表示システムを更新することにより管内住民の皆様からの119番通報に備えることとなりました。

・ 高規格救急車・資機材搬送車等の車両更新整備

各車両は、定期点検等を適宜行いながら管内住民の皆様からの緊急出動要請に応じてまいりましたが、長年の使用により老朽化が進んだことなど今後の救急活動等に支障を来すことが危惧されることから更新整備をすることとなりました。

消防署からのお願い

救急車の適正利用にご協力を！



西春日井広域消防には、現在6台の救急車が配備されています。しかし、増え続ける救急件数に救急車が不足する事態が生ずるかもしれません。

救急車は本来、命にかかわる病気やケガの人をいち早く病院へはこぶ車です。しかし、救急車で搬送された人のうちの60%は自分で行ける人が占めています。

必要なときに必要な人が利用できるように皆さんの正しいモラルで救急車の適正な利用をお願いします。

路上駐車は違反です！

最近、出動途上に消火栓や防火水槽の周囲に車が駐車してあったりするのをよく見かけます。また、路上駐車のあるため現場への経路を変え大回りして現場へ到着したということも発生しております。

車を駐車する際は、路上ではなく**駐車場へ駐車**してください。やむを得なく駐車する際は、消防車や救急車などの緊急車両が通過できるようにお願いいたします。

